

市街化調整区域における社会福祉施設等 解 説

■ 申請者の要件

- (1) 開設に必要な許可等の取得見込みで開発許可等を受けた場合は、取得後、速やかに許可書等を提出すること。

■ 開発区域に関する要件

- (1) 付議基準 3 (3) の「接道長さは 1 0 m 以上有効に確保し」とは、道路境界線が連続して 1 0 m 以上有効に接していることであり、分断された 2 以上の 1 0 m 未満の接道長さの合計が 1 0 m 以上の場合は、該当しない。